

訪問リハビリテーション事業 重要事項説明書

令和7年4月1日

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話番号 (0983) 27-2799

担当 理学療法士 岡田 将

* ご不明な点は何でもお尋ねください。

2. 尾鈴クリニック（介護予防）訪問リハビリテーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	尾鈴クリニック訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
所在地	児湯郡川南町大字川南13681-1
介護保険指定番号	4512010739
サービスを提供する対象 地域 *	川南町 木城町 高鍋町 都農町

* 厚生労働省が定める中間山地域等に該当する地域は対象外とする。

(2) 同センターの職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者	医 師	1 名		管理	1 名
理学療法士等	理学療法士	3 名		理学療法	3 名
事務職員		1 名		事務	1 名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日	午後3時30分 ～ 午後5時30分まで
日・祭日	休 業
年末年始	12月30日 ～ 1月3日まで休業

* 緊急連絡電話 (0983) 27-2799 (24時間連絡可)

3. サービス内容

- ① 身体機能の維持・向上のための機能回復訓練
- ② 疼痛・浮腫・その他の症状の治療
- ③ 起居動作・移動動作訓練
- ④ その他の日常生活活動訓練
- ⑤ 介護者に対する介護技術指導、歩行補助具や自助具・手すり・ベッドその他日常生活用具、住宅改造などの助言
- ⑥ その他必要なリハビリテーション

⑦ サービス事業所への介護支援指導助言等

4. 料金

① 基本料金

要支援 1・2	2980 円／回
要介護 1～5	3080 円／回

② 加算料金項目

短期集中リハビリテーション実施加算	退院後 3 か月以内	2000 円／日
リハビリテーションマネジメント加算ロ		2130 円／月
事業所の医師が利用者又は家族に対して説明し利用者の同意を得た場合		2700 円／月
退院時共同指導加算（退院時 1 回限り）		6000 円／回
サービス提供体制加算（Ⅰ）		60 円／回

③ キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合でも一切キャンセル料はいただきません。

④ 支払方法

毎月、10 日までに前月分の請求を致しますので、下記のお支払方法にてお支払いいただきますと、領収書を発行致します。

お支払い方法は、口座引落もしくは当センター又は、当クリニック受付までご持参するか、スタッフによる現金集金のいずれかよりお選び頂けます。

5 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話などで申し込みください。当事業所職員がお尋ねいたします。
訪問リハビリテーション計画書と同時に契約を結び、サービスの提供を開始いたします。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

※ 訪問リハビリテーション（介護予防含む）を受ける場合には主治医の指示が必要です。

（2）サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを中止する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書で申し込みください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合には双方の通知なくとも自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が病院や介護保険施設などに入院・入所された場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ 医師の指示による終了

主治医が訪問リハビリテーションを必要ないと判断したとき

⑤ その他

- ・ 以下の場合、お客様は文書で解約を通知することで即座に終了することが出来る。
 - I) 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - II) 守秘義務に反した場合
 - III) お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - IV) 当社が破産した場合
- ・ お客様がサービス料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払わない場合
- ・ お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。または、お客様が入院若しくは病気などにより、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態があることが明らかになった場合
- ・ お客様やご家族などが当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、即座に契約終了させていただく場合がございます。

6 当事業者の指定訪問リハビリテーション（介護予防含む）の特徴

（1）事業の目的

在宅の要支援及び介護状態（以下、要介護等という）にあり、かかりつけの医師が訪問リハビリテーションの必要性を認めた高齢者等に対して、正当な指定訪問リハビリテーション（介護予防含む）を提供する。

（2）運営方針

- ・ 要介護等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- ・ 地域の保険・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ・ 利用者および家族の意思を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供する。

- ・ 常に主治医との連携をとり、症状、状態に応じた看護を提供する。

(3) サービスに当たっての留意事項

- ・ 体調不良等によるサービスの中止・変更（当日午後2時30分までに連絡）
- ・ 時間の変更（前日までに連絡）

7 緊急時の対応

訪問リハビリテーション中に容態の急変、緊急事態が生じた場合には、主治医に連絡し往診を依頼、指示を仰ぎ、あるいは救急車を要請するなどの措置をとります。

ご家族、委託支援事業者、ご家族が不在の場合、または別居している場合には速やかにご連絡いたします。

※ 緊急時対応施設（24 時間対応）

名称：社会医療法人善仁会 宮崎善仁会病院

住所：宮崎市新別府町江口950番地1

電話：（0985）26－1599

8. 法律で定める高齢者虐待

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援者に関する法律」では、高齢者虐待は、65歳以上の高齢者に対して、家庭において高齢者の世話（介護）に携わる人（「擁護者」）と定め、「身体的虐待」「養護を著しく怠る（介護・世話の放棄、放任）」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つに分類されています。もし、虐待を目撃した場合、虐待かもしれないと感じた場合、各市町村高齢者福祉係や地域包括支援センター等に連絡いたします。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	理学療法士 岡田 将
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 1 .秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、

	遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	--

1 2.事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3.心身の状況の把握

訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 4.居宅介護支援事業者等との連携

- ① 訪問リハビリテーションの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 5.サービス提供等の記録

- ① 訪問リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から 5 年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 提供した訪問リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

1 6.非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者	防火管理者 北村拓郎
-------------	------------

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体

制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年２回 ６月・ １２月）

１７．サービス内容に関する苦情

- ① 当センターご利用者相談・苦情担当

担当 岡田 将 電話 （０９８３）２７－２７９９

- ② その他

当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【市町村（保険者）の窓口】	川南町介護保険係	２７－８００８
	高鍋町介護保険係	２６－２００８
	都農町介護保険係	２５－５７１４
	木城町介護保険係	３２－４７３４
【公的団体の窓口】 宮崎県国民健康保険団体連合会	〒880-8581 宮崎市下原町 231 番地 1 TEL：0985-25-4901（代表）	

１８．当社の概要

名称・法人種別	社会医療法人善仁会
代表者役職・氏名	理事長 濱砂 カヨ
本部所在地	宮崎市新別府町江口 950-1
本部電話番号	0985-26-1599

12. その他

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

(介護予防) 訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業所	所在地	児湯郡川南町大字川南 13681-1
	事業所名	社会医療法人善仁会尾鈴クリニック
	管理者	院長 吹井 聖継
	説明者	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	